

消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速
充電設備を指定する件

令和３年３月１９日

消防局告示第１号

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（昭和５１年鳥取県西部広域
行政管理組合条例第１７号）第１１条の２第１項第１号の規定に基づく急
速充電設備について、消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じ
られているものとして消防局長が認める基準を次のように定める。

外部からの火災により、急速充電設備が延焼の媒体となることを防止す
るための措置であり、次の１から５までを満たすものとする。

- １ 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で２．０ミリメー
トル以上、または鋼板で２．３ミリメートル以上であること。
- ２ 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
- ３ 筐体の体積１立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃
物の量）が約１２２キログラム以下であること。
- ４ 蓄電池が内蔵されていないこと。
- ５ 太陽光発電設備が接続されていないこと。

附 則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。